

明治二十九年六月十五日（陰曆五月五日）、

怒濤天を捲ひて襲来し、其勢ひ／猛烈にして、実に五千余の家屋海底／に沈み、三万余の死屍波間に葬らる、此悲惨の境界に一生を全ふる者ある／も、家無く、食なく、家族なく、財産なし、／負傷者ハ痛に斃れ、健康者ハ饑に迫る、／其惨状実に酸鼻の至り也、爰に赤十字社の如きハ夙く災地へ医員を出張／せしめ能く之を看護し、四方の有志者／ハ財を抛うて能く之を救恤せら／るも、如何せん被害区域の広き／為め未だ二分の潤沢も現はれず、同胞／相憐の情ある人ハ万費を省略して／罹災人民を救済（荒）せられんことを／切に勧誘する所なり